

「公権力と国民との関係における人権問題」と「国民相互の関係における人権問題」について

1 人権を巡る問題・課題

- 2つの側面
- 「公権力と国民との関係」 … 啓発テーマとして取り上げていない
 - 「国民相互の関係」 … 啓発テーマの中心

2 人権啓発活動

- 人権教育・啓発に関する基本計画（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき国が策定）
 - ・ 人権を取り巻く情勢（基本計画 3～4 頁）
 - = 公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する。
 - ・ 人権啓発（基本計画 8 頁）
 - = 「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」
 - ・ 人権尊重の理念（基本計画 10～11 頁）
 - = 「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方として理解すべき」
 - ・ 中立性の確保（基本計画 12～13 頁／法第3条）
 - ・ 人権啓発の内容及び方法（基本計画 16 頁）
 - = 「人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要」
 - ・ 人権啓発の内容（基本計画 16 頁）
 - i 人権に関する基本的な知識の習得 ii 生命の尊さ iii 個性の尊重
- かながわ人権施策推進指針（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき国が策定）
 - ・ 人権啓発の推進（指針 5 頁）
 - = 「すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します」
 - ・ 効果的な啓発活動の推進（指針 6 頁）
 - （留意点）
 - ・ 人権問題に気付く啓発
 - ・ 自分自身の問題として考える啓発
 - ・ 気軽に参加できる啓発
 - ・ 正しい情報の提供
 - ・ 関心の度合いに応じた啓発

3 県の人権啓発活動における基本的な考え方

- 県の（県が事務局となっている）人権啓発事業においては、「国民相互の関係における人権問題」を中心に取り上げていきたい。
- 同時に、今後は、人権啓発事業の中で、日本国憲法が国民に保障している「基本的人権」や世界人権宣言の内容等、人権に関する基本的な知識を習得するための情報も提供していきたい。

4 中立性の確保

- 県が（事務局となって）実施する人権啓発事業においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」第3章(3)国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保に基づき、「実施機関の中立性の確保を旨として」実施しなければならない。